

事業者は、事業活動に伴って排出される廃棄物を、事業者自らの責任で処理することが、法律で定められています。

このガイドをよく読み、廃棄物の適正な処理を行ってください。



箱根町 事業系ごみ処理 ガイド

目次

1. 廃棄物とは	… P1
2. 廃棄物の種類と適正処理	… P1
① 事業系一般廃棄	
② 産業廃棄物	
③ 家庭系一般廃棄物	
3. 事業者の処理責任	… P2
事業者とは？	
事業者が排出するごみについて	
事業系ごみの把握と保管	
4. 事業系ごみの処理方法	… P3
事業系ごみの処理の流れ	… P3
事業系一般廃棄物の種類について	… P3
資源物の分別の徹底	… P4
事業系一般廃棄物の処理方法	… P5
廃棄物の減量	… P6
生ごみ処理機器購入費の補助	… P6
ごみの減量によるメリット	… P6
産業廃棄物の処理方法	… P7
事業所から出されるパソコンと家電	… P8
5. ごみ処理手数料の減免措置について	… P9
6. 事業系ごみQ & A	… P9



廃棄物とは

廃棄物（ごみ）には、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」と家庭から排出される「家庭系ごみ」があり、「事業系ごみ」は「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられています。



廃棄物の種類と適正処理

①事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物で、事業者が営む事業活動やイベントに伴って排出される廃棄物をいいます。

事業活動に伴って排出される廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）において、事業者自らの責任で処理することが定められています。

そのため、箱根町環境センターに直接持ち込むか、箱根町で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼して処理する必要があります。

事業系一般廃棄物（資源化物含む）を町内各地域のごみステーションに出すことはできません。

※排出量が少量の場合、町内各地域のごみステーションに出すことができる場合があります。詳しくは5ページをご覧ください。

②産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づいて定められた21種類のことをいいます。（産業廃棄物の分類については、7ページ）

産業廃棄物は、**箱根町環境センターで処理することができません。**産業廃棄物処理業の許可を持った事業者に依頼して、処理してください。

③家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物とは、家庭から排出される廃棄物をいいます。家庭系一般廃棄物は、町が収集・運搬・処理しています。

家庭から排出される廃棄物は、町内各地域のごみステーションに出すか、箱根町環境センターに直接持ち込んで処理します（**環境センターに持ち込んだごみについては、ごみ処理手数料がかかります。**）。

不法投棄、
屋外焼却は
犯罪です。



廃棄物（ごみ）は、その種類ごとに分類され、それぞれ適正に処理されなければなりません。ごみを投棄したり、屋外焼却すると、廃棄物処理法により罰せられます。

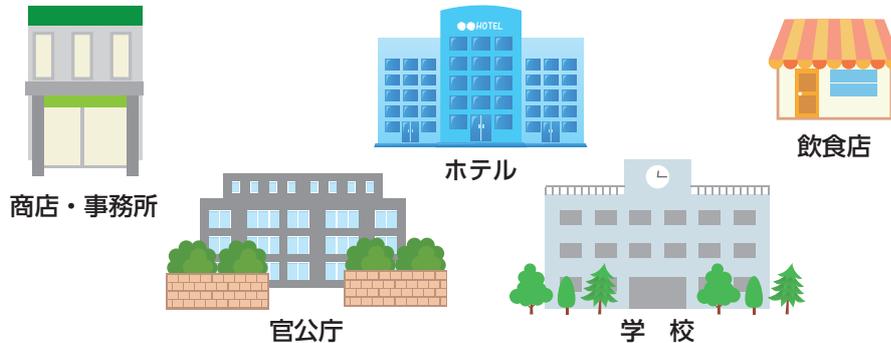


事業者の 処理責任

事業者とは？

事業者とは、次のようなものを言います。

- ① 商店・飲食店・ホテルなど、営利を目的として事業を営む者。
- ② 学校・官公署・病院・社会福祉施設・公民館などの公共サービスを営む者。



事業者が排出するごみについて

事業活動に伴って排出されるごみは、「廃棄物処理法」及び、「箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、**事業者自らの責任において適正に処理することとなっています。**そのため、事業系ごみを町内各地域のごみステーションに出すことはできず、また、**住居と店舗が一体であっても、事業系ごみを家庭系ごみとして出すことはできません。**その場合は、**事業系ごみと家庭系ごみを分別し、それぞれに処理する必要があります。**

事業系ごみの把握と保管

① 廃棄物の種類・量を把握しましょう

事業所で、廃棄物がどう発生しているか、種類や量を把握しましょう。

② 廃棄物の管理担当者を決めましょう。

廃棄物量の把握や分別の徹底、保管場所の管理者を決めるなど、従業員の意識改革に努めましょう。

③ 廃棄物の分類を徹底しましょう。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物は必ず、別々の保管場所を設置し、確実な分別と処理を行い、混同することの無いように注意しましょう。

- ・ 事業系一般廃棄物の種類について → 3 ページ
- ・ 産業廃棄物の処理方法 → 7 ページ

④ 廃棄物の保管場所の確保と排出について

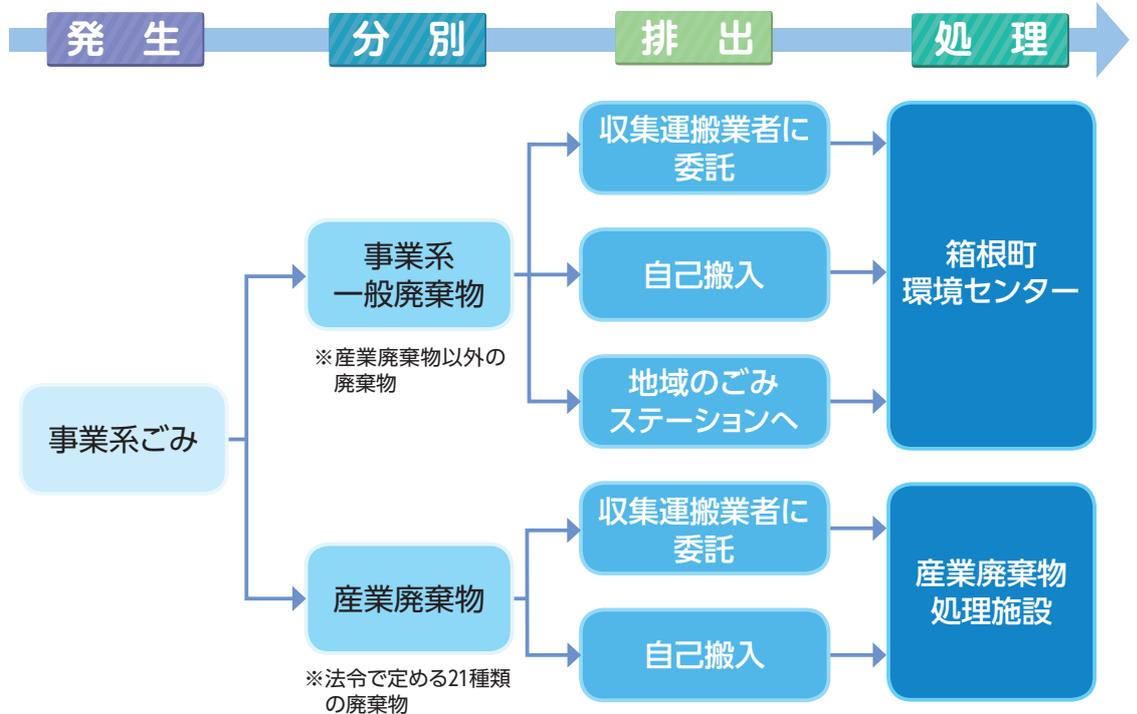
敷地内に廃棄物の保管場所の確保に努め、排出されるまでは次のことに注意しましょう。

1. 保管・排出する場合は、廃棄物の飛散や流出、悪臭が発生しないようにしましょう。
2. 保管場所は火の気のない安全な場所にしましょう。
3. 排出時には収集車両の騒音により周辺の住民に迷惑をかけないようにしましょう。



事業系ごみの 処理方法

事業系ごみの処理の流れ



事業系一般廃棄物の種類について

① 燃せるごみ

生ごみ

- ・食品の食べ残し
- ・食品の売れ残り
- ・調理くず など

※食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。

リサイクルできない紙類

- ・汚れや臭いのついた紙、水に濡れた紙、油のついた紙
- ・使用済みのティッシュペーパー
- ・金属が箔押しされた紙
- ・防水加工された紙
- ・インクジェット写真プリント用紙等

※建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

繊維くず

- ・天然繊維：毛布、木綿布、絹
- ・作業服
- ・天然皮革：かばん、ブーツなど

※建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。

木くず

- ・枝、草、本畳

※建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。

② リサイクル可能な資源物

古紙

- ・新聞紙（折込広告含む）
- ・段ボール（粘着テープ、宅配伝票などははがす）
- ・紙パック（マークのあるもの）
- ・雑誌（週刊誌、マンガ本、単行本、専門誌、教科書、事典、カタログ、パンフレット等）
- ・オフィス用紙、シュレッダーくず
- ・その他紙（包装紙、菓子等の空箱、メモ用紙、ハガキ、紙袋、名刺、封筒等（粘着物は取り除く））



※建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

缶・ビン・ペットボトル・プラスチック

- ・飲食用アルミ・スチール缶
- ・飲食用ビン
- ・飲食用ペットボトル
- ・容器包装プラスチック（マークのあるもの）



古布

- ・不用になった衣類など

※化学繊維製品は産業廃棄物です。

※建設業、繊維工業などの業種から発生する古布（繊維くず）は産業廃棄物です。



木くず

- ・木製品、剪定枝 など

※木製パレットは全て産業廃棄物です。



資源物の分別の徹底

① 紙類の資源化

紙類は一人ひとりが責任をもって、種類ごとに分別しましょう。

町で焼却しているごみの約4割は紙類です。紙類は種類ごとに分別して資源化するとともに減量化に努めて、焼却するごみの量を減らしましょう。

新聞紙、段ボール、雑紙、紙パック、その他紙は、再生可能な資源となりますので、きちんと分別して処理しましょう。

紙類の減量ポイント

- 両面コピーを積極的にしましょう。
 - 使い捨ての紙コップの使用をやめ、マイカップ等を利用しましょう。
 - 封筒を社内用封筒に再利用しましょう。
 - ポスターや広告紙等の裏面をメモ用紙として活用しましょう。
- 紙類は資源化すれば、ごみの処理手数料の軽減につながります。
- ごみ処理について収集運搬業者に委託する場合は、紙類の資源化について相談してみてください。
 - 紙類を適正に分別することにより燃せるごみの量が減れば、少量排出事業者に該当する場合があります。
(少量排出事業者該当基準：燃せるごみ一日当たりのごみの排出量10kg以下)



○紙類について適正に分別して環境センターに持ち込んだ場合、ごみ処理手数料はかかりません。

② 空き缶、空きビンの資源化



種類ごとに分別して、洗浄してきれいな状態にすれば、資源化物として取り扱われる場合があります。

ごみ処理について収集運搬業者に委託する場合は、空き缶や空きビンの資源化について相談してみてください。

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物については、箱根町で一般廃棄物収集運搬業許可を受けた業者に依頼して処理するか、箱根町環境センターに直接持ち込む必要があります。

① 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する

事業系一般廃棄物を、箱根町で一般廃棄物収集運搬業許可を受けた業者に委託して処理します。箱根町で一般廃棄物収集運搬業許可を受けている業者は、以下のとおりです。

(有)箱根清掃公社	☎ 0460 (87) 6121	箱根美掃(有)	☎ 0460 (84) 7868
仙石運送(有)環境部	☎ 0460 (84) 8328	(株)神奈川保健事業社	☎ 0460 (85) 8817

一般廃棄物収集運搬業許可を受けた業者に委託した場合、業者への収集運搬委託料及び、町のごみ処理手数料がかかります。委託料の金額については、各収集運搬業者とご相談ください。

・町のごみ処理手数料 1kgあたり 18円(平成30年4月1日～)

※箱根町指定事業者用ごみ袋(黄色)を使用した場合は、ごみ処理手数料はかかりません。箱根町指定事業者用ごみ袋(黄色)については、次ページの「ごみ袋について」を参照。

② 自分で搬入する

事業系一般廃棄物を、自分で箱根町環境センターに搬入します。箱根町環境センターに搬入する際、町のごみ処理手数料がかかります。

・町のごみ処理手数料 1kgあたり 18円(平成30年4月1日～)

※箱根町指定事業者用ごみ袋(黄色)を使用した場合は、箱根町環境センターでのごみ処理手数料はかかりません。箱根町指定事業者用ごみ袋(黄色)については、次ページの「ごみ袋について」を参照。

③ 町内各地域のごみステーションを利用する

以下の条件に該当する事業者は、町に届出を出して少量排出事業者として登録されると、町に収集運搬及び処分を依頼することができます。

燃せるごみの一日当たりのごみの排出量が10kg以下

少量排出事業者として登録された事業者は、箱根町指定の少量排出事業者用ごみ袋(水色)に、町から付与された登録番号を記載し、燃せるごみを入れて、町内各地域のごみステーションに排出してください。



- ・一度に排出できるのは、箱根町指定少量排出事業者用ごみ袋を使用して、2袋までです。
- ・登録番号の記載のないものは回収できません。
- ・箱根町指定少量排出事業者用ごみ袋を使用していないものは回収できません。

箱根町は山間部であるため、秋から冬にかけて大量の落ち葉が発生します。落ち葉の清掃をする場合、箱根町指定少量排出事業者用ごみ袋に2袋では収まらないことが予想されます。

そこで少量排出事業者は落ち葉ごみに限り、追加で3袋までごみステーションに排出できます。

※必ず箱根町指定少量排出事業者用ごみ袋を使用し、登録番号を記載してください。
※落ち葉ごみ以外の物を混入しないでください。混入を確認したごみは回収しません。

ごみ袋について



- 「収集運搬業者に委託する」「自分で搬入する」場合
 - ・事業者用ごみ袋（黄色）…町のごみ処理手数料が含まれています。（平成30年4月1日～）
45ℓ（10枚入）…1,620円 70ℓ（10枚入）…2,520円
90ℓ（10枚入）…3,240円
- 「町内各地域のごみステーションを利用する」場合
 - ・少量排出事業者用ごみ袋（水色） 45ℓ（10枚入）…108円

廃棄物の減量

事業所全体でのごみを減らすためには、一人ひとりがごみを減らそうとする意識が必要となります。ごみの減量には**3R**（発生抑制、再使用、再生利用）に取り組ましましょう。**3R**とは、ごみを減らし、資源を有効利用していくための大切なキーワードです。

Recycle(リサイクル) =再生利用

事業所から出るごみの中に資源は混ざっていませんか？回収された資源は原料として利用され、リサイクル品として戻ってきます。



Reduce(リデュース) =発生抑制

ごみを減らすのに一番大切なことは、「ごみを出さない」ことです。紙類の使用は必要最低限に抑えましょう。生ごみは発生源を減らした上、水切りを徹底しましょう。

Reuse(リユース)=再使用

不用になったものは、必要な人に譲ったり、故障したら修理などして再利用しましょう。自分はいらないと思っても、必要としている人がいることもあります。

生ごみ処理機器購入費の補助

ごみの減量化を推進するため、町では生ごみ処理機器の購入費用の一部を補助しています。

対象者	町内に在住かつ居住している方、または町内に事業所を有する事業者	
対象機器	生ごみ処理容器(コンポスター等)、電動生ごみ処理機、業務用生ごみ処理機(処理能力10kg/日以上)	
補助金額	購入金額の2分の1	
上限金額	生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機：30,000円	業務用生ごみ処理機：1,000,000円

ごみの減量によるメリット

企業のイメージアップ



地球環境に関心が高まっている今、会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは企業のイメージアップにつながります。

経営コストの削減

ごみを減量化することにより、ごみ処理にかかるコスト削減が図られます。



ごみ減量

従業員の意識改革



ごみを出さない職場、製品づくりを目指すことは、組織や製造工程の合理化等、見直しのきっかけになり、一人ひとりの意識改革につながります。

地球環境保全

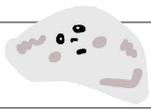
事業者の皆さんによる廃棄物減量の取り組みにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減等、次の世代へよい環境を残すことができます。



産業廃棄物の処理方法

以下の21種類の廃棄物は、廃棄物処理法で「産業廃棄物」と定められています。

「産業廃棄物」は、箱根町環境センターで処理することができません。産業廃棄物許可業者に委託し、処理する必要があります。

	①種類	②業種指定	③業種	④詳細
1	燃え殻			石灰殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭等
2	汚泥			排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建築系汚泥製造工程から出る泥状の物等
3	廃油			廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃固形石けん 廃食用油等
4	廃酸			廃硫酸、廃塩酸、廃定着液等
5	廃アルカリ			廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石けんの廃液 自動車の廃不凍液等
6	廃プラスチック類			化学繊維くず、廃プラスチック製品、廃タイヤ等
7	ゴムくず			ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る。
8	金属くず			鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品等
9	ガラスくず コンクリートくず※ 陶磁器くず			廃ガラス製品、陶磁器くず（れんが、瓦、タイル） 廃陶器製品、廃石こうボード、廃スレート版等 コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字側溝等（※コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
10	鋳さい			高炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物の型に使われた砂、不良鋳石等
11	がれき類			工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片等
12	ばいじん			大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの（電気集じん器捕集ダスト）
13	紙くず	○	建設業 紙・紙加工製造業、印刷出版業	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず 紙、板紙のくず等
14	木くず	○	建設業 木材・木製品製造業、パルプ製造業 物品賃貸業 全業種該当	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず 木材片、おがくず、かんなくず等 不用な木製家具等 貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材
15	繊維くず	○	建設業 繊維工業（縫製を除く）	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず 木綿、羊毛等の天然繊維くず
16	動植物性残さ	○	食料品・医薬品・香料製造業等	豆腐製造業のおから、醸造かす等
17	動物性固形不要物	○	と畜場、食鳥処理場	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物
18	動物のふん尿	○	畜産農業、畜産類事業	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	○	畜産農業、畜産類事業	牛、馬、豚、にわとり等の死体
20	政令第13号廃棄物			上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリートの固形化物等）
21	輸入された廃棄物			上記1～20、船舶・航空機の乗組員等の生活ごみ及び入国者が携帯した生活ごみを除く。

【産業廃棄物処理業者】

最新の神奈川県内の産業廃棄物許可業者については、神奈川県のホームページで調べることができます。

◎ホームページの検索方法 神奈川県のトップページ⇒暮らし・安全・環境⇒環境技術・廃棄物処理⇒産業廃棄物⇒産業廃棄物処理業者名簿

事業所から出されるパソコンと家電

① パソコン

「資源有効利用促進法」により、パソコン本体及びディスプレイはパソコンメーカーがリサイクルしています。廃棄するときは、メーカーに直接申し込んでください。

メーカーが不明なもの、またはメーカーの連絡先等については、「パソコン3R協会」にご相談ください。

パソコン3R推進協会 ☎ 03(5282)7685
受付時間 9:30~17:00 土・日・祝を除く

※リサイクル料金がかかります。

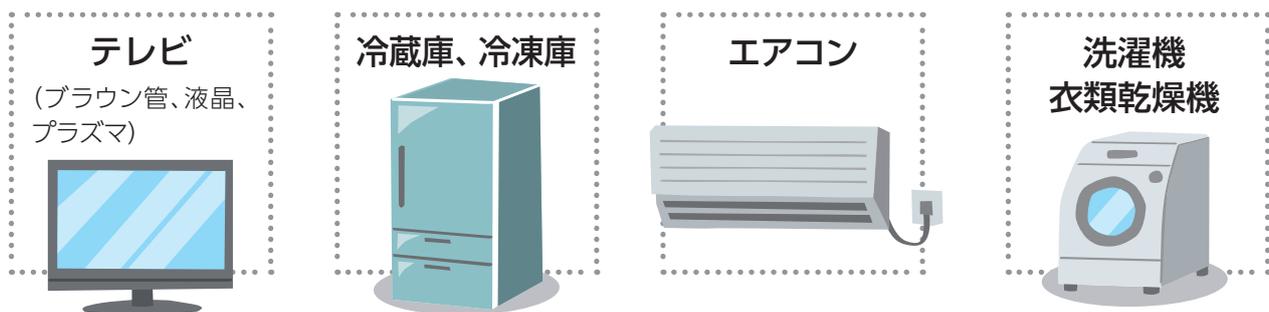


ただし、このマークがついていればリサイクル料金はかかりません。

ワープロ専用機、プリンター等の周辺機器は対象外

② 家電リサイクル法指定品目

事業者から出されるものであっても、家庭用として製造・販売されている4品目の家電は、「家電リサイクル法」に定める「特定家庭用機器」であり、各メーカーがリサイクルを行います。



※業務用として製造・販売されている機械器具は産業廃棄物に該当します。

方法 ① 買ったお店、または買い替えのお店で引き取ってもらうか、電気店に相談する。
運搬料金は販売店により異なります。

方法 ② 自分で製造業者の指定取引場所（※1）に持ち込んで処分する。
郵便局でリサイクル券を購入し、持参する必要があります。

方法 ③ 一般廃棄物収集運搬許可業者（※2）に依頼する。
運搬料金は各業者に確認してください。

方法 ④ 箱根町環境センターに持ち込む。
郵便局でリサイクル券を購入し、持参する必要があります。
指定引き取り場所までの運搬料金1,500円がかかります。



※1 指定引き取り場所

西濃運輸株式会社 小田原支店 神奈川県小田原市西大友122-2 ☎0465 (36) 6931

※2 箱根町の一般廃棄物収集運搬許可業者

(有)箱根清掃公社	☎ 0460 (87) 6121	箱根美掃(有)	☎ 0460 (84) 7868
仙石運送(有)環境部	☎ 0460 (84) 8328	(株)神奈川保健事業社	☎ 0460 (85) 8817



ごみ処理手数料の減免措置について

事業所が排出する一般廃棄物の中でも、以下に該当するものは、ごみ処理手数料が減免されることがあります。減免には手続きが必要になりますので、詳しくは箱根町環境課にお問い合わせください。

○環境美化活動

公共の場所(道路・河川・湖沼・公園等)において、自治会等で行うボランティア清掃や、事業所が行うボランティア清掃等で出たごみがこれに当たります。

※分別していないごみは対象になりません。

※無償でないものや、事業所の敷地等を清掃して出たごみは対象になりません。



○町内行事

町内で行われる行事で、町が主催したり、協賛している観光行事や、地域で行われる行事(祭りや盆踊り等)から出たごみがこれに当たります。

※分別していないごみは対象になりません。

※営利を目的とした行事(事業活動)から出たごみは対象になりません。



事業系ごみ Q&A

Q1. 事業系ごみを適正に処分しなければならないとありますが、怠った場合の罰則は？

A. 廃棄物処理法第3条第1項で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。また、町条例第4条第1項で、「自らの責任において適正に処理すること」を定めています。事業者責任を放棄して違法な処理を行えば、廃棄物処理法に基づく罰則が課されることがあります。

しかし、罰則の如何にかかわらず、快適な生活環境の確保や資源の有効利用の観点から、廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

Q2. 少量排出事業者として登録するにはどのような手続きが必要ですか？

A. 専用の届出用紙がありますので、そちらを使って届出をしていただくこととなります。届出用紙に、事業者の名称等のほか、燃せるごみ一日当たりの排出量等をご記入の上、事業所の所在地を示した地図等の必要書類と合わせて、箱根町環境課までご提出ください。届出を審査し、受理された場合は、登録通知を送付いたします。登録通知に従って、町指定の少量排出事業者用ごみ袋に登録番号を記載し、指定のごみステーションにごみを出してください。

Q3. どのくらいのごみ排出量まで少量排出事業者と認められるのですか？

A. 燃せるごみの一日あたりの排出量が10kg以下である場合、少量排出事業者と認められます。目安としては、資源化できるものを適正に分別した上で、燃せるごみの収集日一回あたりの排出量が箱根町指定の少量排出事業者用ごみ袋(45ℓ)で2袋以下になります。

Q4. 少量排出事業者登録を受けて町のごみステーションにごみを出す場合、資源ごみも出していいのですか？

A. 資源ごみも町のごみステーションに出すことができます。資源ごみを町のごみステーションに出す場合は、町の分別のルールを守り、指定の曜日に決められた場所に排出してください。ルールが守られていないものは、回収することができません。

Q5. 町内に複数の店舗を運営していますが、町に届出できる基準は、どう適用されますか？

A. 町への届出は、一つの事業所を単位として受理しますので、全ての店舗を合計せず、一つの事業所で作る燃せるごみの量で計算してください。例えば、複数の店舗を運営していても、一つの店舗で燃せるごみの排出量が一日あたり10kg以下の場合は、町に届出を出すことで、町のごみステーションを利用することができます。

Q6. 季節や曜日等でごみの排出量が変動する場合、少量排出事業者として届出できますか？

A. 少量排出事業者と認められた場合、町のごみステーションに出せるごみの量は、箱根町指定の少量排出事業者用ごみ袋（45ℓ）で燃せるごみの収集日一回あたり2袋までとなります。ごみを保管するなどして、燃せるごみの収集日一回あたり常時2袋までに調整でき、年間をとおして燃せるごみ一日あたりの排出量を10kg以下とすることが可能であれば、少量排出事業者として認められます。

Q7. 店舗と併用の住宅に住んでいますが、ごみはどう出せばいいのですか？

A. 事業で出たごみについては、家庭系ごみとして出すことはできません。家庭で出たごみと、事業で出たごみは厳密に分け、それぞれの方法で処理してください。事業で出たごみについては、このガイドの3ページから排出方法が載っていますので、参照してください。また、事業系一般廃棄物の排出が少ない場合は、届出をすることで町のごみステーションに出すことができる場合がありますので、環境課までご相談ください。

Q8. 収集運搬業者に委託してごみ処理をするときや、環境センターにごみを持ち込むときは、町指定の事業者用ごみ袋を使用しなければならないのですか？

A. 使用しなくても排出することができます。その場合は、排出するごみの重量に応じたごみ処理手数料がかかります。収集運搬業者に委託する場合は、収集運搬業者とご相談の上、排出方法を決めてください。環境センターに直接持ち込む場合は、環境センターでごみを計量して、ごみ処理手数料をお支払いいただくこととなります。

Q9. 焼却可能なごみは、自社で焼却してもいいのですか？

A. 廃棄物を野外で、ドラム缶等を利用して焼却することは、廃棄物処理法で、原則として禁止されています。違反すると、懲役5年以下又は1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその併科に処せられます。ごみの焼却は、廃棄物処理法の構造基準に適合した焼却炉で、環境大臣の定める方法による焼却以外には、原則、認められていません。



事業者の皆さまへ
(保存版 平成29年11月発行)

箱根町 事業系ごみ 処理ガイド

——— 問い合わせ先 ———

箱根町

○環境整備部環境課

住所/神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

☎0460(85)9565 FAX.0460(85)6814

○箱根町環境センター

住所/神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯84

☎0460(83)6596 FAX.0460(83)6597